

県民参加による 「森林環境の保全」と 「森林と共生する文化の創造」 をめざして



みんなの力で元気もりもり



愛 媛 県



—— はじめに ——

森林には、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化を抑制するための二酸化炭素の吸収源など、多様な公益的機能があります。しかしながら、近年、担い手の減少・高齢化をはじめ、森林・林業を取り巻く環境は厳しく、十分な手入れが行き届いていない森林が増え、さまざまな影響が懸念されており、本来の機能を回復し、持続的な保全を図ることは、喫緊の課題となっております。

このため、県におきましては、自然との調和を図りながら活力ある森林をよみがえらせ、健全な姿で次世代に引き継ぐことを目指し、平成13年を「森林そ生元年」と位置づけ、水資源対策や放置林対策など、森林の環境資源としての役割を重視した施策を積極的に展開しているところであります。また、平成17年度からは森林環境税を導入し、県民参加による「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」に取り組んでおり、今後とも、この森林環境税を有効に活用しながら、県民総ぐるみの森林づくり運動を進めて参りたいと考えております。

本書は、森林環境税の導入から3年目となる平成19年度の成果をとりまとめたものであり、ぜひ御一読いただき、森林の整備・保全に対する関心を更に高めていただければ幸いに存じます。

なお、今年10月に愛媛県で開催される「第32回全国育樹祭」においては、本県のさまざまな取り組みを全国に向けて発信するとともに、全国からお越しの方々を“お接待の心”でお迎えする手づくりの大会にしたいと考えておりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

平成20年7月

愛媛県知事 加戸 守行



〈愛称〉E~もりくん

「E~もりくん」は、森林環境税の普及啓発用シンボルマークとして、また、今年10月に本県で開催される「第32回全国育樹祭」のシンボルマークとして活躍しております。

デザイン

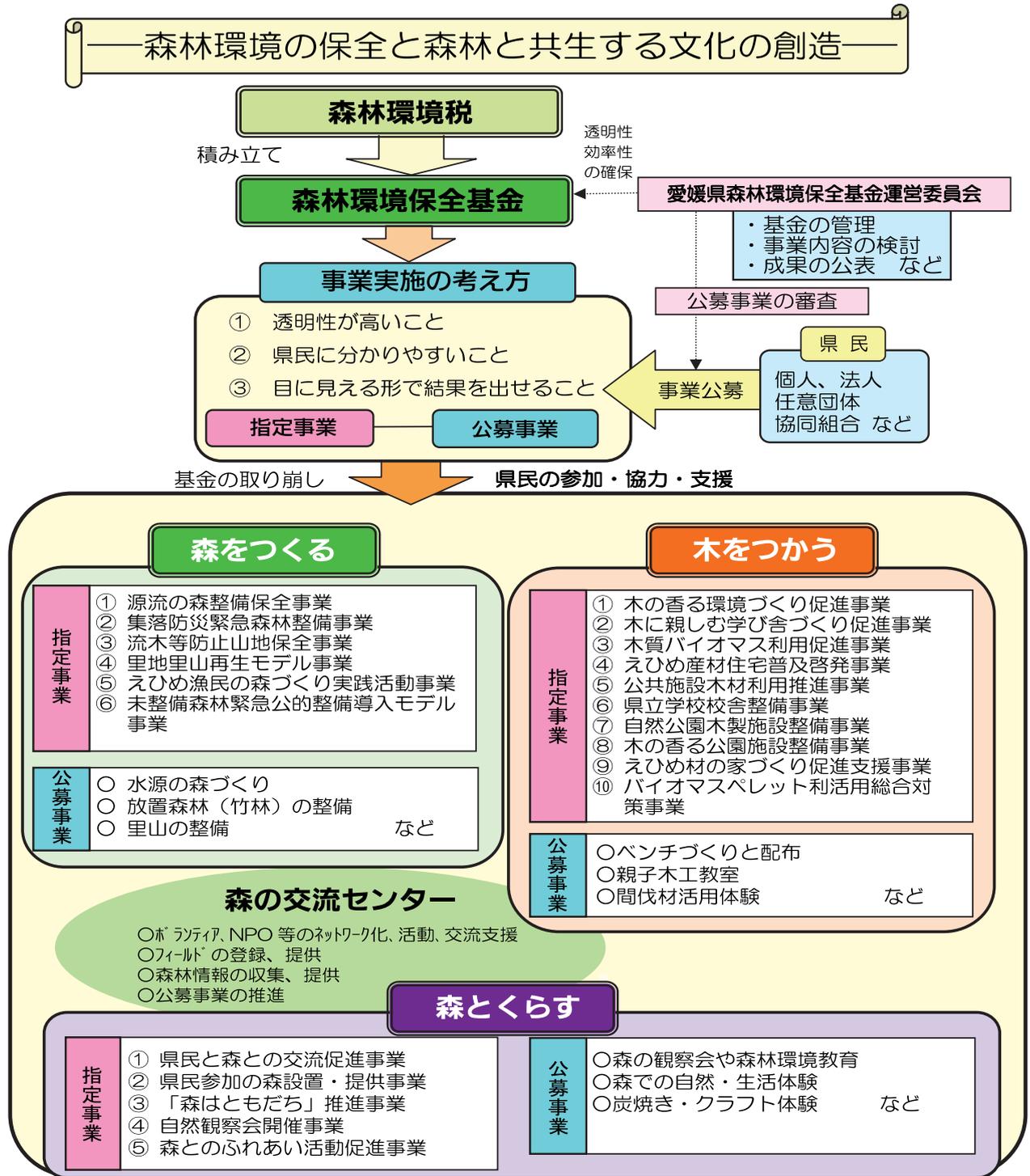
池田 正誉

愛称

高月 悠馬

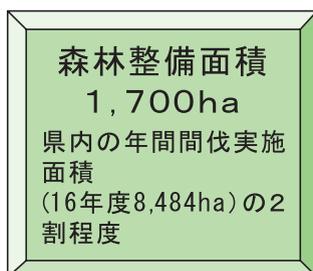
○表紙：森林環境税普及啓発用ポスター
(作者：中川友輝／県立三島高等学校)

◎森林環境税を活用した施策の仕組み(平成19年度事業)



◎森林環境税を活用した事業の成果指標と目標値(5ヶ年(H17~21年度))

事業成果については、県民の皆さんにわかりやすいよう、目に見える形で公表することとしており、以下のような指標と目標値を設定しました。



◎平成19年度の事業実績

森林環境保全基金歳入399,217,420円に対し、県指定事業と公募事業により284,954,845円で事業を実施しました。(森林整備面積625ha、木材使用量2,672m³県民参加人数112,330人)

森をつくる活動

水源かん養等の公益的機能の高い森林など、県民の暮らしに深く関わる森林の整備や保全する活動



源流の森整備保全事業



源流の森（3源流）において森林整備を実施

【実施箇所】西条市（加茂川源流）、久万高原町（河の子川源流）、西予市（岩瀬川源流）

【実施面積】155ha

実績額 **77,481千円**

集落防災緊急森林整備事業



集落周辺の森林の防災機能を高めるため、危険度の高い箇所ですら緊急に森林整備を実施

【実施箇所】194箇所（県内全域）

【実施面積】208ha

実績額 **40,515千円**

流木等防止山地保全事業



今後の台風豪雨等により流出する恐れのある河川等に異常堆積した危険な流木等を除去

【実施箇所】3箇所：西条市(2)、久万高原町

【実施面積】13ha

実績額 **13,540千円**

里地里山再生モデル事業



放牧牛の除草機能（舌草刈）を活用した荒廃農地の整備と併せ、周辺の森林整備を実施

【実施箇所】3箇所：久万高原町、大洲市、愛南町

【実施面積】5ha

実績額 **2,636千円**

えひめ漁民の森づくり実践活動事業（H19新規）



漁業者が主体となって豊かな海を育む「漁民の森」づくり活動を実施し、県民参加型の活動として定着促進を図る

【実施箇所】2箇所：西条市加茂川流域、今治市蒼社川流域

【実施面積】2ha

実績額 **2,073千円**

未整備森林緊急公的整備導入モデル事業（H19新規）



放置されている森林を「美しい森林」へ誘導するため、森林組合等事業者が森林所有者に代わって森林整備を行うのに要する事務費を負担

【実施箇所】 11市町：四国中央市、今治市、松山市、伊予市、砥部町、久万高原町、八幡浜市、大洲市、宇和島市、松野町、愛南町
【実施面積】 242ha

実績額 **499千円**

木をつかう活動

森林から生まれ、人に優しく地域の環境保全にも貢献する木材を、より身近に利用していく活動



木の香る環境づくり促進事業



木材利用への理解を深めるため、公共的施設等で県産材を利用した内装木質化及び外構等への木製品導入を実施

【実施箇所】 8箇所：松山市、宇和島市、鬼北町
【対象者数】 31,668人

実績額 **4,653千円**

木に親しむ学び舎づくり促進事業



将来的な木材に対する理解を深めるため、児童生徒を対象に木製品や木造施設の整備を実施

【実施箇所】 2箇所：鬼北町、愛南町
【対象者数】 733人

実績額 **1,375千円**

木質バイオマス利用促進事業

二酸化炭素の固定による地球温暖化防止に貢献するため、林内に放置されている未利用材等を木質バイオマスとして利用促進



【低質材有効利用量】 185m³

実績額 **413千円**

えひめ産材住宅普及啓発事業



えひめ材の需要拡大を図るため、えひめ産材を使用した展示住宅の建設に対して助成

【実施箇所】 5箇所：西条市、今治市（2）、大洲市、宇和島市
【対象者数】 557人

実績額 **3,183千円**

公共施設木材利用推進事業



木のやさらかさやぬくもり等の良さを普及するため、地域のシンボルとなる公共施設の木造化を実施

【実施箇所】 6箇所：西条市（2）、今治市、松山市、久万高原町、西予市
【対象者数】 3,817人

実績額 **20,836千円**

県立学校校舎整備事業



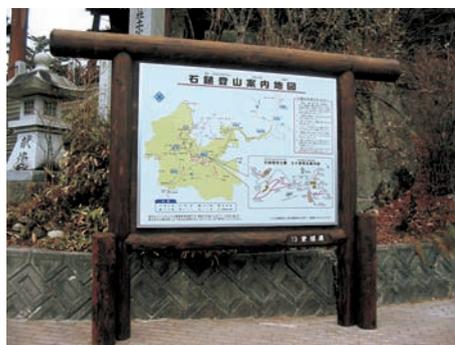
老朽化が著しい校舎の改築にあたり、木のぬくもりを通じた情操教育や健康管理のため、内装木質化を実施

[実施箇所] 2箇所：今治北高等学校、宇和島東高等学校

[対象者数] 8,215人

実績額 16,000千円

自然公園木製施設整備事業（H19新規）



県内の国立公園・国定公園・県立自然公園内の施設（階段、標識、案内板等）を県産木材を使って整備し、自然環境の保全に対する理解と関心を深める

[実施箇所] 6施設：西条市、今治市（2）、久万高原町、内子町、愛南町

[対象者数] 30,000人

実績額 11,861千円

木の香る公園施設整備事業（H19新規）



県管理の都市公園内の施設（休憩所やベンチ等）を県産木材を使って整備し、利用者が優しく暖かみを感じることができる公園の整備を進める

[実施箇所] 1施設：第3号南予レクリエーション都市公園（花木園）

[対象者数] 2,310人

実績額 1,850千円

えひめ材の家づくり促進支援事業（H19新規）



県内に住宅を新しく建築する施主に対して、良質な県産柱材80本を無償で提供し、木材住宅の建設を促進し、県産材の需要拡大を通して健全な森林整備を目指す

[対象者数] 37人

実績額 7,524千円

バイオマスペレット利活用総合対策事業（H19新規）



資源循環型地域社会の構築を目指して、地域に散在する未利用バイオマスをペレット化し活用するためのペレットストーブの導入に助成する。また、放置竹林を整備し、竹ペレットの利活用を図る。

[実施箇所]

ペレットストーブ導入7台
県庁県民総合相談プラザ、外県内6施設（新居浜市、東温市、砥部町、伊予市、久万高原町、内子町）

[竹林整備] 内子町6ha

[対象者数] 11,095人

実績額 2,992千円

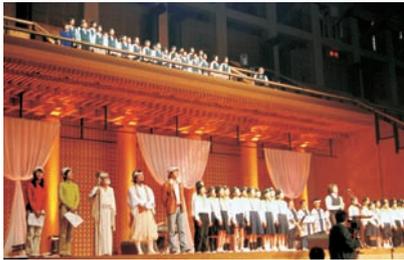
森とくらす活動

森林との出会いやふれあいを通して森林を知り、森林を身近に感じて森林を愛する契機を創り出す活動



県民と森との交流促進事業

実績額 **5,944千円** (交流人数 5,417人)



「えひめ山の日」のシンボル事業として「えひめ山の日集い」を式典と現地体験に分けて実施

【開催日】 10月27日、11月11日

【場所】 式典：愛媛県武道館
現地体験：石鎚山成就社、えひめ森林公園、御荘平山

【参加者数】 3900人



透明性・公平性を確保するため、基金運営委員会を開催(2回)し、事業の調査・審議を実施

【開催日】 9月5日、3月19日

【出席者数】 委員10人



「県民参加の森林づくり」活動を推進するため、森への誘い推進事業をえひめ森の案内人会に委託して開催

【開催日】 11月～1月(計5回)

【場所】 えひめ森林公園 ほか

【参加者数】 32人

「森はともだち」推進事業



実績額 **3,150千円**

小・中学校において、森林環境を大切にしている児童生徒を育てるため、「総合的な学習の時間」に森林をテーマにした体験学習を実施

【実施校】 18年度実施校5校と19年度新規実施校5校(四国中央市立金生第二小、今治市立九和小、久万高原町立久万中、八幡浜市立双岩小、鬼北町立日吉中)

【参加者数】 1,546人

県民参加の森設置・提供事業



手軽に森林を利活用する活動への参加を促進するため、フィールドとなる森の整備を実施

【整備内容】

○拠点フィールドの整備(松山市：久谷ふれあい林)

- ・歩道 371m
- ・作業道 500m
- ・間伐 3.8 ha
- ・枝打ち 2.0ha
- ・地拵え 0.6ha

○身近なフィールドの整備(宇和島市：御模1号)

- ・作業道 800m
- ・間伐 4.6 ha

○身近なフィールドの登録
・新規登録6箇所(累計30箇所)

【交流人数】 544人

実績額 **33,740千円**

自然観察会開催事業



実績額 **1,015千円**

次代を担う青少年を対象に、自然環境保全・野生動物保護思想を醸成するため、自然公園において自然観察会を実施

【開催回数】 3回：久万高原町(面河渓谷)、西条市(瓶ヶ森)、松野町(滑床渓谷)

【参加者数】 177人



森林づくりを行う青少年や県民の皆様の活動を支援する

【内容】

○緑の少年団結成促進事業

13団 1,074人が新たに結成

○森林づくり県民活動推進事業

- ・青少年の育成(8月6日～10日 13人)
- ・高校生を対象に森林環境教育・森林保全活動を指導
- ・一般県民の育成

森林ボランティア交流研修会の開催(1月26日～27日 45人)

県民参加の森林づくり活動安全研修(2月23日～24日 22人)

【交流人数】 1,154人

森とのふれあい活動促進事業 (H19新規)

実績額 **4,766千円**



「県民参加の森林づくり」を推進するため、皆様の豊かな発想と行動力を募集し、活動を支援しました。

森をつくる活動



①山のホクラブ
家族で間伐を！



②竹林をよくする会
竹の利用普及による竹林整備の促進



③宮窪保育所保護者会ママさんクラブ
森林保全啓蒙



④宮窪幼稚園PTA
森林整備保全



⑤宮窪小学校PTA環境部
森林循環促進



⑥今治地区林材業振興会議
竹資源循環利用



⑦奈良原さんの自然を育む会
自然環境を考える森林体験学習



⑧えひめ千年の森をつくる会
森林ボランティアの技術習得(2)



⑨コスモ松山石油株式会社
コスモ石油の森づくり



⑩もりもりCO2ダイエット推進プロジェクトチーム
もりもりCO2ダイエットそっだ、森へ行こう！



⑪宅並山を育てる会
森とくらす活動に関する事業



⑫オイスカ愛媛県支局
自分の森をつくろうオイスカの森INえひめ



⑬NPO法人松山子ども劇場21
里山を再生して子どもと一緒に遊ぼう



⑭久米森と炭焼きの会
県内の森林整備と炭焼きを通じた自然環境教育推進の活動



⑮えひめ学生森林ボランティア
えひめ学生の森



⑯愛媛県フロン回収・処理推進協議会
地球温暖化防止植林



⑰愛媛木材青年協議会
柚人座～其の二～



⑱柳谷壮年会
さくらの里づくり



⑲石畳小学校PTA
竹林有効活用



⑳宮内財産区
宮内財産区の森整備活動



㉑城川町林業研究会
竜沢寺緑地公園森林浴の森づくり



㉒宇和町林業研究会
黒瀬城跡周辺森林整備



㉓滑床千年の森をつくる会
滑床ふれあいの森



㉔宇和島地域ブランド化推進事業実行委員会
海を育む森林づくり「真珠の森」の植樹祭

木をつかう活動



㉕橘小学校PTA
親子木工教室



㉖丹原小学校PTA
親子木工教室



㉗越智今治地域「地産地消の家づくり」推進協議会
越智今治地域「地産地消の家づくり」推進



㉘地域づくり研究会「源流」
汗を流しておもてなし散策の道づくり



㉙エコ・ライブ夢幻村
間伐材活用のドームキット製作



㉚矢野 英二
竹フレームテントづくり



㉛NPO法人アジアフィルムネットワーク
間伐材癒し道具開発



㉜もりもりCO2ダイエット推進プロジェクトチーム
もりもりCO2ダイエットキャンペーン



㉝愛媛県森林組合職員連盟本会支部
木材市売り体験・間伐材を使ったベンチ製作



㉞中島南小学校閉校記念事業実行委員会
松山市立中島南小学校閉校記念環境整備



㉟木でつながるなまか「円い森」
森につなぐ楽しい時間「おはなし組み木」編



㊱ひめゆりグループ
アルプホルンによる都市と山村の交流



㊲NPO法人JMACS
五感で木とふれあう講座開催



㊳木でつながるなまか「円い森」
木工教室で森につながる



39 愛媛木材青年協議会
木材とのふれあい促進と木製
いすの配布活動



40 愛媛県森林組合連合会
森の木工教室



41 久万高原町森林と緑の推進協議会
親子木工コーナーの常設



42 大洲喜多地産地消の家
づくり協議会
大洲喜多地産地消の家づくり促進



43 肥前中学校教養部
親子木工教室



44 河辺中学校PTA
地元材を使った木製ベンチ作
り



45 中野幼稚園・小学校PTA
親子木工教室



46 八西地区林材業振興会議
八西地区地産地消の家づくり
推進



47 南海放送株式会社
ふるさと探訪明治を歩く八幡
浜・川之石エコウォーク



48 二見地区公園管理委員会
間伐材を使ったベンチ製作
間伐材を使ったベンチ製作



49 石城レクバレーチーム
木材とのふれあい促進



50 西予市森林と緑の推進協議会
親子で木工体験



51 平野大人と子供のふれ
あいと自然活動
木材とのふれあい促進



52 元気みやのうら
木材とのふれあい促進



53 南宇和地区林材業振興会議
木とのふれあい教室（親子手
作り木工広場）



54 夢遊うずい
広葉樹林の整備を通じた森林
環境教育



55 NPO法人石鎚森の学校
石鎚森の学校2007



56 えひめ千年の森をつくる会
千年の森の自然体験キャンプ



57 えひめ千年の森をつくる会
もりもりCO2ダイエットP
ART II



58 ふくさの森の会
森と木造の家との饗庭



59 チームプロジェクトと作
プロジェクトと作（里山再生
プログラム）



60 えひめ地域づくりネットワ
ーク
子ども自然案内人養成講座



61 松山こども夢ひろば
こども森の学校



62 焚き火クラブ
薪を使ってバイオマス活用



63 NPO法人自然環境教育えことのは
森の時間その3～おいしい年
輪をつくろう～



64 ムッターシューレ愛媛
"森の広場"木と遊ぼう・歌おう
輪をつくろう～



65 森林・自然体験活動連絡会
森林・自然体験活動推進



66 えひめ森林ボランティア
連絡協議会
えひめ山の日に森へ行こう



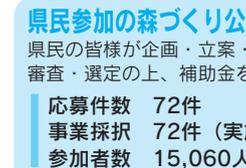
67 八西林業研究グループ
森林林業教室開催



68 さんぎら自然塾
「佐田岬半島巨木図鑑」作成・
配布と「春夏秋冬森の役割観
察会」



69 むらの新資源研究会・山奥組
里山の植生調査とふれあい



70 百姓百品株式会社
森林環境について考える交流
活動



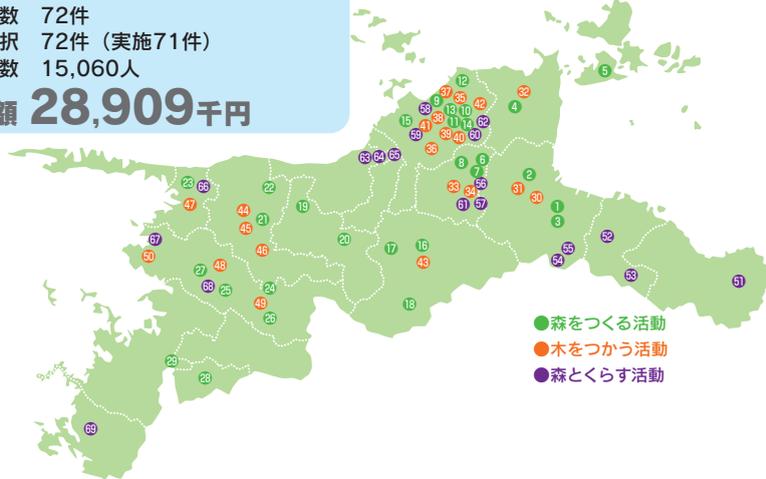
71 社会福祉法人宇和町社会
福祉施設協会希望の森
炭焼き・しいたけ栽培体験

県民参加の森づくり公募事業（活動提案型）

県民の皆様が企画・立案・実行する活動を公募し、
審査・選定の上、補助金を交付

応募件数 72件
事業採択 72件（実施71件）
参加者数 15,060人

実績額 28,909千円



○愛媛県条例第46号

平成16年12月24日

改正 平成17年7月19日条例第46号

愛媛県森林環境税条例を次のように公布する。

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県森林環境税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するために森林環境税を課するため、県民税の均等割の税率に関し、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(賦課徴収)

第2条 森林環境税は、次条の規定により個人の県民税の均等割の税率に加算し、及び第4条の規定により法人等の県民税の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成17年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に500円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

一部改正〔平成17年条例46号〕

(経過措置)

2 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成16年愛媛県条例第26号)附則第8項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に200円」とする。

一部改正〔平成17年条例46号〕

3 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第3項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に100円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

4 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第5項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に300円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

附 則(平成17年7月19日条例第46号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。(後略)

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第6条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。

4 県は、平成18年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第16条を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第4項」とする。

5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1

日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。

- 6 県は、平成19年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第16条を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第6項」とする

○愛媛県条例第50号

愛媛県森林環境保全基金条例を次のように公布する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県森林環境保全基金条例

(設置)

- 第1条 水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策を推進するため、森林環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、愛媛県森林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号）の規定による森林環境税の収入額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除した額で一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

- 第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費並びに基金の管理及び運営に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

- 第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(愛媛県森林環境保全基金運営委員会)

- 第7条 第5条に規定する事業に関する事項その他基金に関する事項を調査審議させる等のため、愛媛県森林環境保全基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

森林環境税普及啓発用ポスター（平成17年10月選定）

①



〈作者〉①石田潤
今治市立常盤小学校

②



②菊池安倫
八幡浜市立日土小学校

③



③中川友輝
県立三島高等学校

④



④平原舞子
県立今治工業高等学校

⑤



⑤福田礼花
県立三崎高等学校

税制度の概要

納める方式	県民税均等割上乘せ課税方式（法定普通税）																		
納める人	県内に住所、事業所などがある個人・法人 （個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者）																		
納める額	<p><個人> 年額500円 年齢65歳以上で前年の所得が125万円以下の者については、平成18年度分は100円、平成19年度分は300円になります。</p> <p><法人> 県税条例で定める均等割額の5%相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額の区分</th> <th>税率</th> <th>左のうち森林環境税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>840,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>567,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>136,500円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超1億円以下</td> <td>52,500円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>21,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額の区分	税率	左のうち森林環境税	50億円超	840,000円	40,000円	10億円超50億円以下	567,000円	27,000円	1億円超10億円以下	136,500円	6,500円	1,000万円超1億円以下	52,500円	2,500円	上記以外	21,000円	1,000円
資本等の金額の区分	税率	左のうち森林環境税																	
50億円超	840,000円	40,000円																	
10億円超50億円以下	567,000円	27,000円																	
1億円超10億円以下	136,500円	6,500円																	
1,000万円超1億円以下	52,500円	2,500円																	
上記以外	21,000円	1,000円																	
納める方法	<p>個人県民税は市町が給与所得者は特別徴収、事業所得者等は普通徴収、法人県民税は法人が県に申告納付します。</p> <p><個人の場合></p> <p><法人の場合></p>																		
税收の管理	森林環境税は普通税として徴収しますが、その目的を明確にするため、基金に積み立て、基金運営委員会を設置することにより適正に管理します。																		
実施期間	実施期間は5年間とし、期間満了時に見直し・検討を行います。																		

お問い合わせ

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県庁
農林水産部森林局森林整備課保護緑化係
 TEL 089-912-2597 FAX 089-947-1041

〒791-0212 東温市田窪743
森の交流センター
 TEL 089-990-7017 FAX 089-990-7073
<http://www.pref.ehime.jp/index.jsp>